

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分(租税条約等(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第二条第二号(定義)に規定する租税条約等をいう。)の規定に基づく当該租税条約等の相手国等(同条第三号に規定する相手国等をいう。))に対する共助対象国税(同法第十一条の第二項(国税の徴収の共助)に規定する共助対象国税をいう。))の徴収の共助(第一百五十三条第一項第一号(滞納処分の停止の要件等)並びに第八十七条第一項及び第二項(罰則)において「租税条約等の相手国等」に対する共助対象国税の徴収の共助」という。))の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。)をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特別な関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるもの(第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)及び第四百二十二条第二項第二号(搜索の権限及び方法)において「親族その他の特殊関係者」という。))であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

(滞納処分の停止の要件等)

第五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により権利を取得する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特別な関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるもの(第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)及び第四百二十二条第二項第二号(搜索の権限及び方法)において「親族その他の特殊関係者」という。))であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

(滞納処分の停止の要件等)

第五十三条 同上

- 一 滞納処分の執行及び租税条約等(租税条約等の実施に伴う所得税法

徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき。

二・三 省略

25 省略

第百八十七条

納税者が滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 省略

4 第一項及び第二項（これらの規定中滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第三項（滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条（すべての者の国外犯）の例に従う。

、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等という。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等という。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき。

二・三 同上

25 同上

第百八十七条

納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 同上